

大津市スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、大津市スポーツ少年団設置規程第4条第6章第6条ならびに、日本スポーツ少年団登録規程に基づき、スポーツ少年団の登録に関する事項について定める。

第2条 単位スポーツ少年団は、団員・指導者および育成員によって構成されたもので、学区体育団体傘下にあり、1学区1スポーツ少年団とし、団員は同一学区に居住を有することを原則とする。なお、団員が居住学区以外の学区団で活動を希望する場合は、関係する両団団長の相互理解と承認を得ることとする。

2 上記以外にあっては、大津市スポーツ少年団理事会で承認された団とする。

第3条 登録料金は次のとおりとする。

団員（リーダーを含む）	1名につき1年間	1,500円
指導者、役員またはスタッフ	1名につき1年間	1,300円

（登録料については、いかなる場合も返金できない）

第4条 大津市スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、理事会の承認を得て、登録を取り消すことができる。

- (1) 団員10名以上と指導者2名以上の有資格指導者を有しない場合
- (2) 大津市スポーツ少年団の事業に非協力的な単位団
- (3) 大津市スポーツ少年団を著しく傷つけた場合

【付 則】

1. この規程は、昭和52年4月1日より施行する。
2. 第3条に定める登録料金は、昭和52年に限り200円とする。
3. 平成 元年 3月15日 一部改正
4. 平成 4年 2月17日 一部改正
5. 平成 7年 3月15日 一部改正
6. 平成15年 2月15日 一部改正
7. 平成19年 4月 1日 一部改正
8. 平成27年 4月27日 一部改正、平成27年5月10日施行
9. 平成30年 1月14日 一部改正、平成30年4月 1日施行
10. 令和 2年 4月 1日 一部改正